

非公式訳  
投資委員会事務局説明書  
件名：投資委員会布告第 1/2565 号に基づく  
投資促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）2 月 21 日付投資委員会布告第 1/2565 号に従い手続きを行う事を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 被奨励プロジェクトが投資促進措置の基準を満たした場合、恩典申請者は奨励証書発給日より 18 カ月以内に「投資促進措置に基づく追加恩典申請書」を提出すること。なお、事務局は必要に応じて追加恩典申請のための実際済み投資の証拠提出延期を許可する。本措置に基づく追加恩典申請日に第 31 条に基づく法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていないなければならない。

第 2 項 投資促進措置の対象外とする事業

2.1 事業所のないと見なされるグループ A1、A2 及び A3 に該当する事業。例えば

業種 1.7 深海漁業

業種 7.1.6.1 国際高速海洋通信回路回線サービス

業種 7.3.1 鉄道輸送

業種 7.3.3 海運輸送

業種 7.3.4 航空輸送

業種 7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル

業種 7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス（海運、陸運、または空運）

2.2 南部国境地域および特別経済開発区のみ立地するという条件がある事業。例えば

業種 2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造

業種 6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品などのボディケア製品の製造

業種 6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材

業種 6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱

業種 7.24 工場、および / または倉庫のための建物開発

第 3 項 追加恩典の対象とする実施済み投資金額の計算法

3.1 実施済み投資金額の計算法は、操業審査の段階における投資金額の計算法に基づき計算する。

3.2 実施済み投資とは、現金の基準に基づき金額を計算する、プロジェクトで実際に発生した投資金額（土地代および運転資金を除く）を意味する。

尚、実施済み投資金額の計算は奨励申請日より奨励証書発給日からの12カ月までとする。

第4項 投資金額（土地代および運転資金を除く）が10億バーツ未満で奨励を申請するプロジェクトに関して、奨励証書発給日より12カ月以内の実施済み投資（土地代および運転資金を除く）が10億バーツ以上であることが後ほど確認できた場合、本措置に基づく追加恩典申請書を提出することができる。

第5項 本措置に該当し投資奨励を認可されたプロジェクトは、いかなる場合でも後ほどプロジェクトの改定を申請しても、本措置に基づく恩典を取得するために奨励受理回答期限および奨励証書発給関連書類提出期限を奨励認可段階にて定められた期日までにとする。尚、事務局は必要に応じて機械輸入および操業開始期限の延長を許可する。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）5 月 17 日